

# 名誉会員推薦に関する内規

制定 平成 13 年 6 月 15 日

定款第 7 条第 3 号に定める、名誉会員の推薦についてこの内規を定める。

1. 名誉会員は、推薦を受ける年の 10 月 1 日現在、70 歳以上の正会員のうち、一般社団法人日本農村医学会に顕著な功績のあった者を対象とする。
2. 名誉会員は、原則として年 2 名までとする。
3. 候補者の基準を下記のように定める。
  - ① 役員(理事、監事)を 8 年以上にわたり勤めたもの。
  - ② 各種委員会委員長を 4 年以上にわたり勤めたもの。
  - ③ 日本農村医学会学術総会会長を担当したもの。
  - ④ 常任理事を、4 年以上にわたり勤めたもの。
  - ⑤ 日本農村医学会地方会会長または支部長を、8 年以上にわたり務めたもの。
  - ⑥ 日本農村医学会学術総会において、教育講演もしくは特別講演を、2 回以上担当したもの。
  - ⑦ 叙勲を受けたもの。上記基準のうち、2 項目以上に該当したものを候補者としてすることができる。
4. 理事は、名誉会員候補者を理事長に推薦することができる。この場合、推薦を受ける者の意思を確認のうえ、日本農村医学会名誉会員推薦書を理事長に提出するものとする。
5. 理事長は名誉会員候補者を常任理事会に諮り、常任理事会はこれを受けて審議し、推薦者を選考して理事長に具申する。
6. 理事長は理事会の議を経て名誉会員候補者を定め、総会の承認を経て名誉会員を決定し、称号の授与を行うものとする。
7. この内規の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

1. この内規は、平成 13 年 6 月 15 日から施行する。
2. 名誉会員推薦内規(昭和 52 年 6 月 17 日制定)は廃止する。
3. 変更内規は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。